

第2章 景観づくりの方針



第2章 景観づくりの方針

1. 計画の将来像

本町は、我が国の最南端に位置し、東西約 42km、南北 40km の広範囲に大小 16 の島々が点在し、緑深い山々や海浜、島々の眺め等、魅力的な自然景観を有する地域です。また、亜熱帯という気候条件と優れた自然環境の中で、集落や祭等、各地域の個性豊かで魅力ある歴史文化の景観と、さとうきび畑やパインアップル畑、牧場等、それぞれの環境に応じた生業の景観が、島々独自の景観として育まれてきました。

本町の景観形成は、島々の誇りと個性がきらめく、多様で魅力ある景観資源を最大限に活かすため、「まもる」「そだてる」「おさめる」ことにより取り組みます。

**「島々の誇りと個性がきらめき、大自然と文化とくらしが
ともに生きる景観しまづくり」**



2. 景観計画の区域設定の考え方

景観計画は、農山漁村や集落等を形成している地域及びこれらと一体となって景観を形成している土地（水面を含む）を区域に定めることができます。（景観法第8条第1項）区域の設定方法としては、大別すると「行政区域全体を設定」及び「行政区域の一部（必要な区域のみ）」があります。

本町においては、国立公園や重要伝統的建造物群保存地区として選定されている竹富島では、海域も含めて区域の設定がなされており、制度に基づいた自然景観や集落景観の保全に向けた取り組みが行われています。しかし、これらの地域においても望ましい景観の維持、景観の形成に関する課題を抱えている状況もみられます。このため、日常生活の活動の場でもあり、多様な景観資源を有し島の景観を構成する大切な要素となっている島全体とイノー（礁池）を景観計画区域とします。



3. 全体方針

方針1：「まもる」

(1) 島々の個性ある自然環境をまもる

島々の景観を代表する自然環境をまもり、育むため、島の骨格を形成する山並みや稜線、防潮林、海岸等を保全します。

(2) 島々独自の歴史・文化的景観をまもる

木造赤瓦屋根の家屋やフクギの屋敷林、石積み等で形成されている伝統的な集落景観の保全・回復に努めるとともに、緑と一体となった御嶽等の地域の祭事空間の保全及び適切な維持管理に取り組みます。

また、それぞれの地域で受け継がれている多彩な伝統芸能や祭り等の保全・継承に努めます。



方針２：「そだてる」

（１）生業の景観をそだてる

一面に広がるさとうきび畑やパインアップル畑等の農地及び牛が放牧された牧場の景観等、それぞれの地域特性を活かした農地景観の維持・保全を図ることで、生業の景観をそだてます。

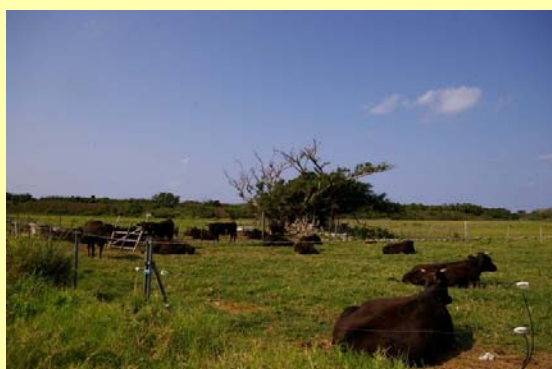
（２）もてなしの景観をそだてる

本町の多彩で優れた景観資源を観光振興の資源として活かすことで、地域の活性化を図ります。また、地域一体となったイベントの開催や清掃活動、集落や沿道の緑化活動等をすすめることで、もてなしの景観をそだてます。

（３）町民、事業者、行政等の連携による景観づくりをそだてる

景観づくりをすすめるためには、町民、事業者、行政等それぞれの主体が、自らの役割を認識し、相互に連携・協働し取り組む必要があります。そのため、良好な景観形成に関する各種情報の提供、普及に努め、町民等の意識醸成を図るとともに、町民等の主体的・継続的な活動を支援します。

行政内においては、景観法に基づく取り組みの推進と併せて、自然公園法をはじめとした各種法制度や事業と連携した総合的・横断的な景観づくりをすすめます。



方針３：「おさめる」

（１）おさめる景観づくり

民間の大規模開発や公共施設の整備については、地域の自然景観や集落景観等を阻害しないよう配慮した「おさめる」景観づくりをすすめます。

また、主要な道路については、それぞれの地区の特性に応じた道路施設の整備、街路樹の保全及び適切な管理による良好な道路景観の形成・保全を図ります。





4. 地域別の景観しまづくりの将来像

(1) 竹富島

1) 地区の特性

- 竹富島は隆起珊瑚礁で形成されたほぼ平坦な島です。島の中心部にある集落を樹林地、農地、保安林、砂浜、イノー（礁池）が同心円状に囲んだ構成となっています。
- 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されており、赤瓦・寄棟の家屋や石積み、白砂の道で構成される伝統的な集落景観が残されています。
- 沿岸部を中心にほとんどの緑地は保安林として指定されている他、集落内外に御嶽と一体となっている緑地も多くみられます。
- 集落の中心部にあるなごみの塔は、島を一望できる眺望点となっています。その他、海岸線沿いに西表島、黒島、小浜島を臨むことのできる眺望点があります。
- 県内でも有数の観光地となっており、集落内や海浜では夏季を中心に多くの観光客で賑わいをみせています。

2) 景観形成の将来像

「竹富町総合計画第4次基本構想」に基づき、竹富島の景観形成の将来像を以下のよう設定します。

島人が織りなす暮らし文化が薫る景観しまづくり

赤瓦・寄棟の家屋、屋敷林、石積み、白砂の道で構成される沖縄を代表する伝統的な集落景観の保全・回復を図るとともに、沿道の緑化や花による修景を行う等、もてなしの景観づくりに取り組むことで竹富島らしい景観の形成をめざします。

3) 景観形成の方針

項 目	方 針
集落・建築物等	○「竹富町竹富島歴史的景観形成地区保存計画書」に基づき、伝統的な集落景観の保全を図ります。 ○新たに建築物や工作物の建築・建設等を行う際は、周辺の伝統的な家屋と調和するものとします。
農地等	○農地の適正管理に努め、良好な農地景観の維持を図ります。 ○主要な道路に接する牧草地については、景観に配慮した牧柵の設置をすすめます。
道 路	○集落内については、電線地中化をすすめるとともに、白砂の道の保全を図ります。 ○沿道の緑化や花による修景等、もてなしの景観づくりに取り組みます。
緑 地	○海岸線沿いの緑地や御嶽と一体となった緑地の保全を図り、自然景観と歴史文化景観が一体となった景観の形成を図ります。
海 岸	○自然海岸の保全に努めるとともに、防波堤や護岸はできる限り自然景観との調和を図ります。

◆：自然景觀
●：歷史的景觀
○：歷史的景觀（埋藏文化財）
★：眺望点など
■：緑地



(2) 黒島

1) 地区の特性

- 黒島は隆起珊瑚礁で形成されたほぼ平坦な島です。「牛の島」として知られ、島全体が牧草地になっており、牧草地を囲むように海岸線に緑地が分布する景観構造となっています。5つの集落は分散して立地しています。
- 東筋集落をはじめ各集落では、広い敷地に赤瓦・寄棟の家屋、屋敷林、石積みで構成される伝統的な集落景観が残されており、整然と積まれた石積みが並ぶ集落景観は町内でも黒島特有なものとなっています。
- 沿岸部を中心にほとんどの緑地は保安林として指定されている他、集落内外には御嶽と一体となった緑地も多くみられます。
- 国指定史跡のプズマリ（先島諸島火番盛の一つ）が眺望点になっている他、海岸線沿いに西表島、竹富島、小浜島をはじめ竹富町の島々を臨むことができる眺望点が数箇所みられます。
- 近年は観光客が増加しており、夏季を中心に観光客が訪れます。

2) 景観形成の将来像

「竹富町総合計画第4次基本構想」に基づき、黒島の景観形成の将来像を以下のように設定します。

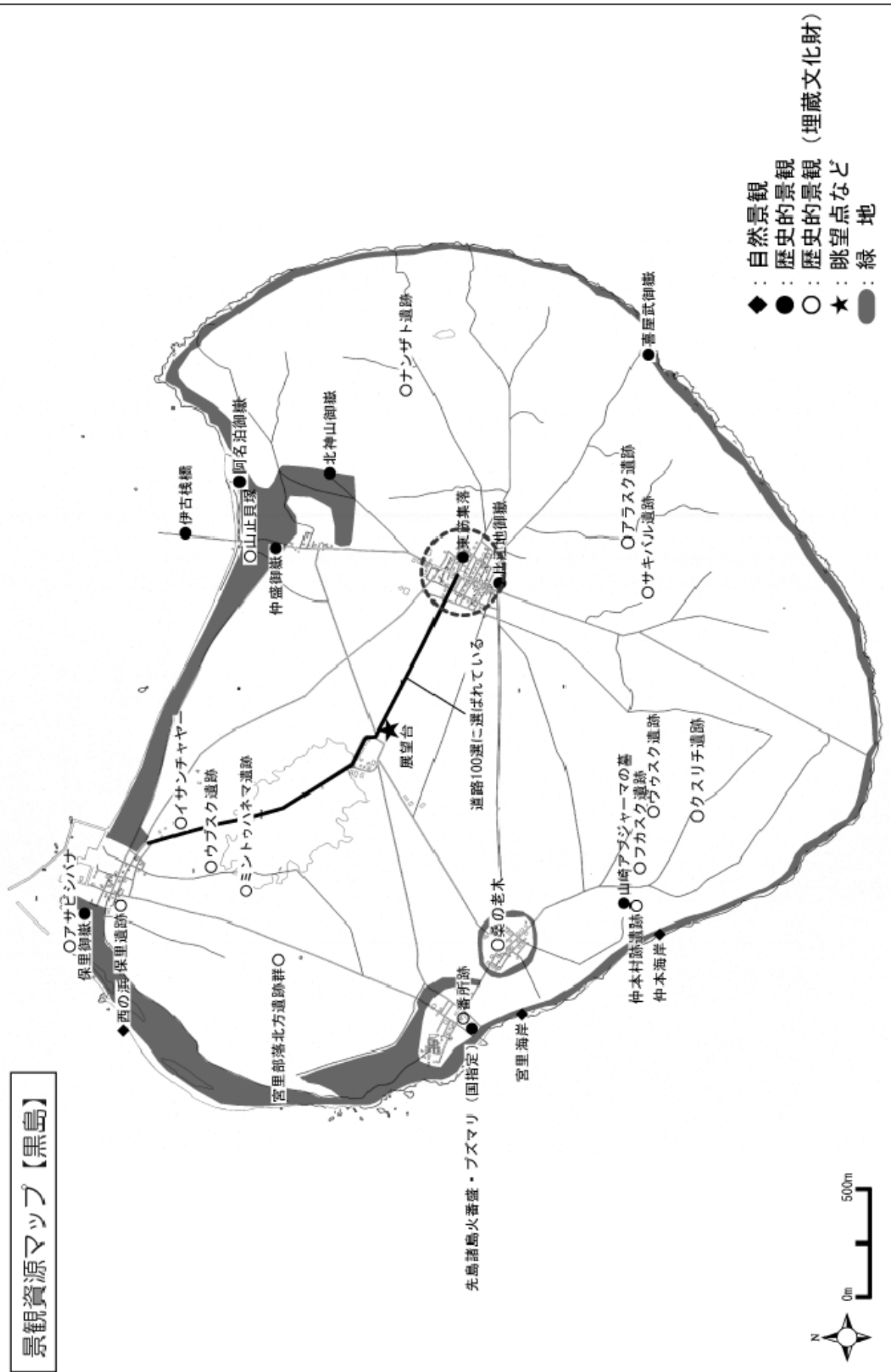
自然とくらしが融合する心豊かな景観しまづくり

整然と積まれた石積みで構成される伝統的な集落景観の維持・保全や各集落の特性を活かした集落景観の形成を図るとともに、沿道の緑化や花による修景をすすめる等、草地景観と調和した黒島らしい景観の形成をめざします。

3) 景観形成の方針

項 目	方 針
集落・建築物等	○伝統的な集落景観、御嶽や文化財等の維持・保全を図ることで、歴史文化景観の継承を図ります。 ○新たに建築物や工作物の建築・建設等を行う際は、高さ、色彩等、周辺環境に調和するものとします。
牧草地	○牧草地の適正管理に努め、良好な草地景観の維持を図ります。 ○主要な道路に接する牧草地については、景観に配慮した牧柵の設置をすすめます。
道 路	○沿道の緑化や花による修景等により、良好な道路景観の形成に取り組みます。
緑 地	○海岸線沿いの緑地や御嶽と一体となった緑地の保全を図り、自然景観と歴史文化景観が一体となった景観の形成を図ります。
海 岸	○自然海岸の保全に努めるとともに、防波堤や護岸はできる限り自然景観との調和を図ります。

景観資源マップ【黒島】



(3) 小浜島

1) 地区の特性

- 小浜島は山地・丘陵を持つ高島（こうとう）に分類され、起伏の多い地形となっています。島の中央には小浜集落が立地しており、それを囲むようにさとうきび畑や牧草地が広がり、海岸線に緑地が分布する景観構造となっています。また、島の南西には細崎集落、南東には大規模なリゾート施設が立地しています。
- 小浜集落では、赤瓦・寄棟の家屋、屋敷林、石積みで構成される伝統的な集落景観が残されています。
- 大岳（うふだき）やちゅらさん広場は高台となっており、石西礁湖を一望できます。特に大岳は与那国島を除く八重山諸島の島々を臨むことができます。
- NHK連続テレビ小説「ちゅらさん」の舞台でもあることから、多くの観光客が訪れます。

2) 景観形成の将来像

「竹富町総合計画第4次基本構想」に基づき、小浜島の景観形成の将来像を以下のよう設定します。

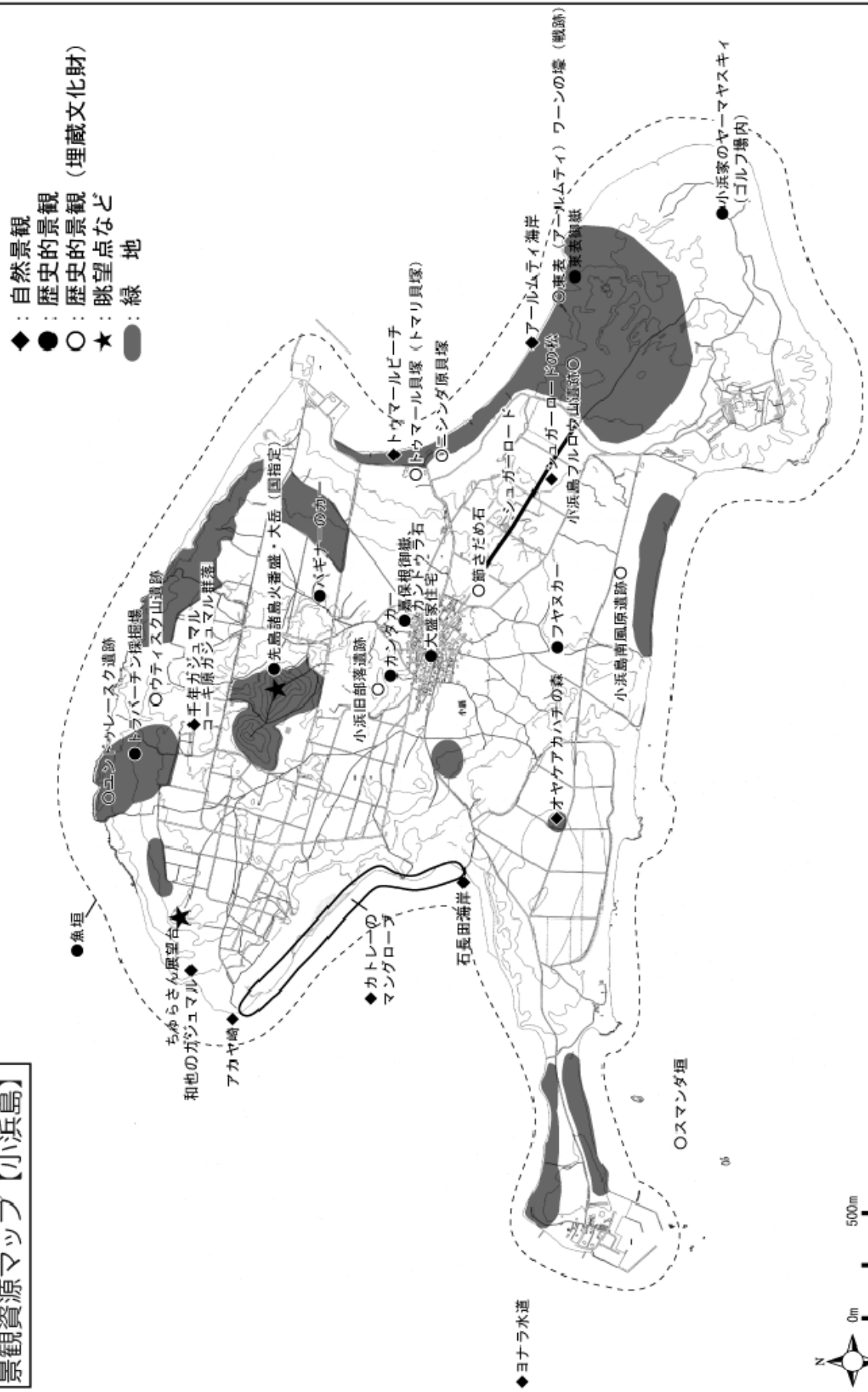
伝統と自然が奏でるゆがふの景観しまづくり

伝統的な集落景観の維持・保全やそれぞれの特性を活かした集落景観の形成を図るとともに、八重山諸島の島々への眺望を活かした小浜島らしい景観の形成をめざします。

3) 景観形成の方針

項 目	方 針
集落・建築物等	○伝統的な建造物や石積み、屋敷林については、できる限り保全・活用を図るとともに、御嶽や文化財等の保全を図る等、歴史文化景観の継承を図ります。 ○新たに建築物や工作物の建築・建設等を行う際は、高さ、色彩等、周辺環境に調和するものとします。 ○地形を活かした建築物等の配置を行う等、眺望を活かした景観づくりを行います。
農地等	○農地の適正管理に努め、良好な農地景観の維持を図ります。 ○主要な道路に接する牧草地については、景観に配慮した牧柵の設置をすすめます。
道 路	○沿道の緑化や花による修景等により、良好な道路景観の形成に取り組みます。
緑地・樹木	○海岸線沿いの緑地や御嶽と一体となった緑地の保全を図り、自然景観と歴史文化景観が一体となった景観の形成を図ります。 ○松等の大きな樹木については保全に努めます。
海 岸	○自然海岸の保全に努めるとともに、防波堤や護岸はできる限り自然景観との調和を図ります。 ○赤土流出防止に努めることで、良好な海岸景観の維持を図ります。

景観資源マップ【小浜島】



(4) 西表島

1) 地区の特性

- 西表島は山地・丘陵を持つ高島（こうとう）に分類され、古見岳をはじめ標高 400 m前後の山地が島の大半を占めています。島の約 8 割が国有林であり、山の斜面が海の間近に迫っていることから平坦地はあまりみられません。集落は海岸線沿いのわずかな土地に立地しています。
- 森林地域を中心に西表石垣国立公園に指定されており、世界的にも貴重な動植物が生息する地域となっています。浦内川や仲間川等、数多くの河川がみられ、島の外側が急斜面であるため滝も多く、ピナイサーラの滝、マリユドゥ・カンピレーの滝は観光資源としても有名です。さらに、河口や内湾にはマングローブが発達する等、山・海・川の雄大な自然景観を有する地域となっています。
- 農業が主産業の一つとなっており、さとうきび畑やパインアップル畑、水田、牧草地等がみられます。
- 古くからの集落である古見集落、祖納集落、干立集落には、赤瓦・寄棟の家屋、フクギの屋敷林、石積み等で構成される伝統的な集落景観が残されています。それ以外の地域は比較的新しい集落となっており、コンクリート造・陸屋根の建物がほとんどです。
- ダイビングやエコツアー等の自然体験を主とした観光業が展開されており、夏季を中心に多くの観光客が訪れます。

2) 景観形成の将来像

「竹富町総合計画第 4 次基本構想」に基づき、西表島の景観形成の将来像を以下のよう

雄大な自然とともに生きる交流の景観しまづくり

残された伝統的な集落景観の維持・保全を図るとともに、各地域の特性を活かした集落景観の形成に取り組みます。また、緑深い山々、マングローブと一体となった雄大な河川、白砂の海岸や断崖等の海岸線等、ダイナミックな自然景観と調和した景観形成を図ります。さらにこれらの眺望をまもることで、西表島らしい景観の形成をめざします。

3) 景観形成の方針

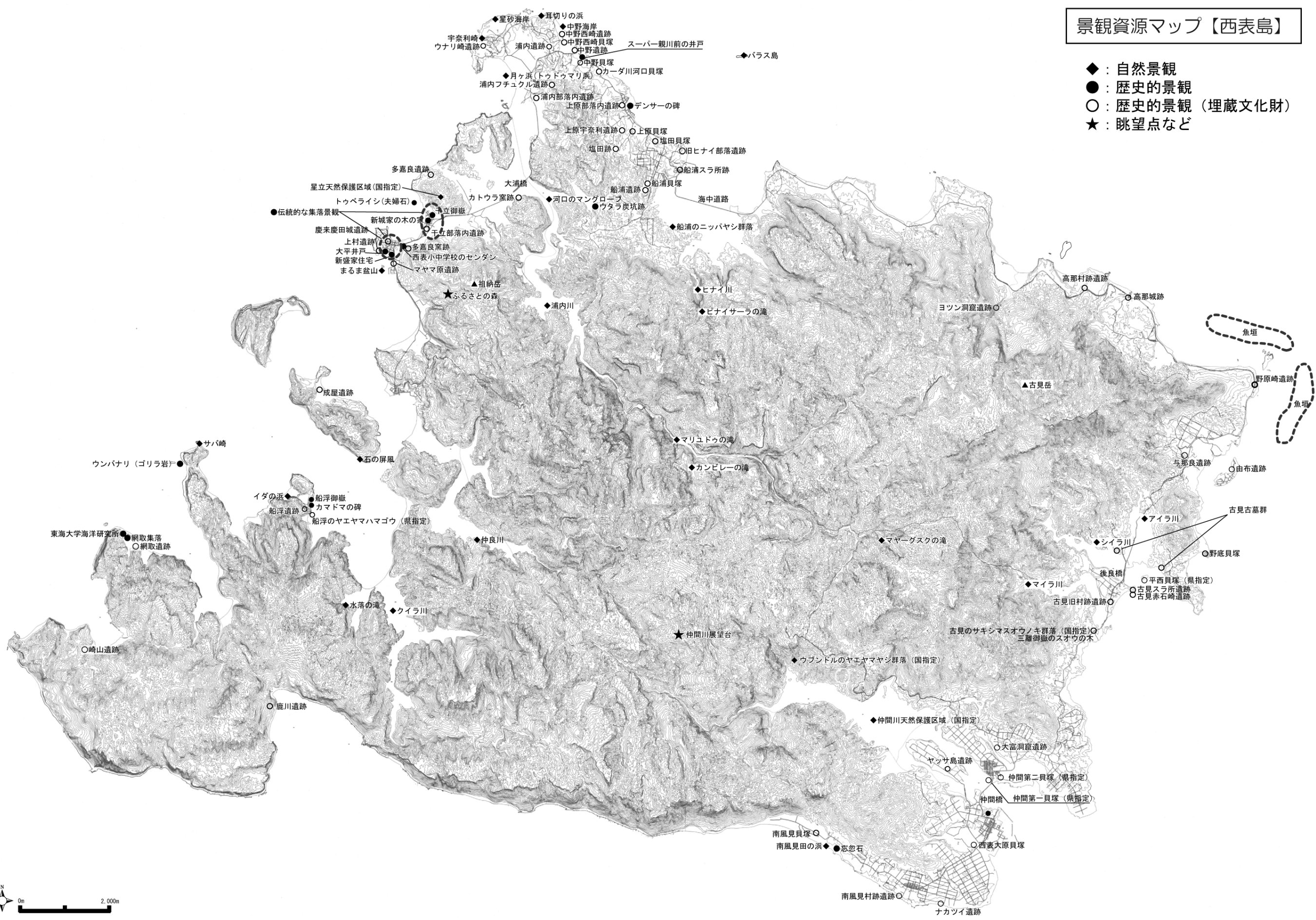
項 目	方 針
集落・建築物等	○各地域の特性を活かした集落景観の形成を図ります。 ○新たに建築物や工作物の建築・建設等を行う際は、高さ、色彩等、周辺環境に調和するものとします。 ○地形を活かした建築物等の配置を行う等、眺望を活かした景観づくりを行います。 ○古見集落、祖納集落、干立集落においては、残された伝統的な建造物や石積み、屋敷林についてはできる限り保全します。
農地等	○農地の適正管理に努め、良好な農地景観の維持に努めます。 ○主要な道路に接する牧草地については、景観に配慮した牧柵の設置をすすめます。
道 路	○沿道の緑化や花による修景に取り組みます。
山地・緑地	○森林の適正管理や海岸線沿いの緑地の保全・回復に努め、良好な自然景観の維持を図ります。
河 川	○マングローブ群落をはじめとした雄大な河川景観の保全を図ります。
海 岸	○自然海岸の保全に努めるとともに、防波堤や護岸はできる限り自然景観との調和を図ります。 ○赤土流出防止に努めることで、良好な海岸景観の維持を図ります。





景観資源マップ【西表島】

- ◆：自然景観
- ：歴史的景観
- ：歴史的景観（埋蔵文化財）
- ★：眺望点など



(5) 新城島

1) 地区の特性

- 新城島は、上地島と下地島からなる隆起珊瑚礁で構成された平坦な島です。上地島は集落が西側に位置しており、島の大部分は緑地になっています。下地島は北側に集落が位置しており、集落と海岸線沿いに発達した緑地以外は牧草地となっています。
- 上地島の集落は、寄棟の家屋、生垣又は低い石積みで構成される伝統的な集落景観が残されています。
- 国指定文化財のタカニク（先島諸島火番盛の一つ）や町指定史跡クイヌパナは眺望点となっており、西表島や黒島を一望することができます。
- 観光が主産業となっており、夏季を中心に観光客が訪れます。

2) 景観形成の将来像

「竹富町総合計画第4次基本構想」に基づき、新城島の景観形成の将来像を以下のように設定します。

手つかずの自然と伝統が残る安らぎの景観しまづくり

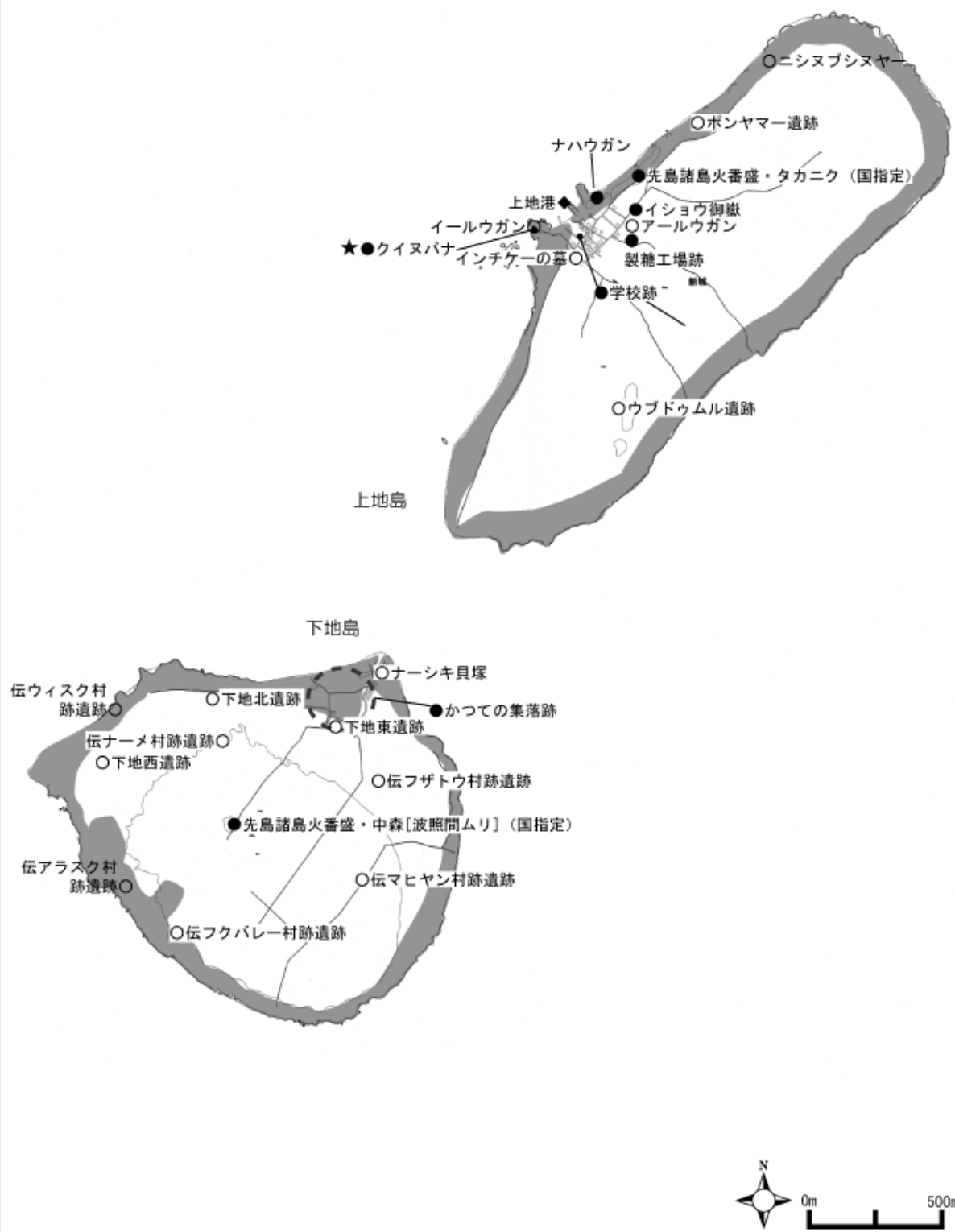
低い野面積みの石積みと生垣で構成される伝統的な集落景観や祭事空間の維持・保全を図るとともに、集落内道路の適切な管理をすすめることで、新城島らしい景観の形成をめざします。

3) 景観形成の方針

項 目	方 針
集落・建築物等	○伝統的な集落景観、御嶽や文化財等の維持・保全を図ることで、歴史文化景観の継承を図ります。 ○新たに建築物や工作物の建築・建設等を行う際は、高さ、色彩等、周辺環境に調和するものとし、屋敷内の緑化に努めます。
牧草地	○牧草地の適正管理に努め、良好な草地景観の維持を図ります。
道 路	○集落内道路の適切な維持管理を図ります。
緑 地	○海岸線沿いの緑地や御嶽と一体となった緑地の保全を図り、自然景観と歴史文化景観が一体となった景観の形成を図ります。
海 岸	○自然海岸の保全に努めるとともに、防波堤や護岸はできる限り自然景観との調和を図ります。

景観資源マップ【新城島】

- ◆：自然景観
- ：歴史的景観
- ：歴史的景観（埋蔵文化財）
- ★：眺望点など
- ：緑地



(6) 鳩間島

1) 地区の特性

- 鳩間島は、隆起珊瑚礁による平坦な段丘で構成されています。島の中央にある丘陵地は鳩間中森と呼ばれ複数の御嶽が立地していることから、地域にとって特に重要な空間となっています。その北側に農地が、南側には集落が広がっています。
- 集落には、寄棟の家屋、フクギの屋敷林、石積みで構成される伝統的な集落景観が残されています。
- まとまった緑地は鳩間中森にみられる他、海岸線沿いも防潮林の役割を担う緑地が発達しています。
- 鳩間中森は高台となっており、西表島が一望できる眺望点となっています。また、集落は南斜面に立地していることからほとんどの屋敷から西表島を臨むことができます。
- 観光が主産業となっており、夏季を中心に観光客が訪れます。

2) 景観形成の将来像

「竹富町総合計画第4次基本構想」に基づき、鳩間島の景観形成の将来像を以下のように設定します。

文化とともに生き自然環境とともに歩む景観しまづくり

各屋敷からの眺望の確保に努めるとともに、御嶽と一体となった緑地や海岸沿いの緑地の保全・育成、集落内道路の緑化等による修景をすすめることで、鳩間島らしい景観の形成をめざします。

3) 景観形成の方針

項 目	方 針
集落・建築物等	○伝統的な集落景観、御嶽や文化財等の維持・保全を図ることで、歴史文化景観の継承を図ります。 ○新たに建築物や工作物の建築・建設等を行う際は、高さ、色彩等、周辺環境に調和するものとします。
道 路	○集落内道路については、沿道の緑化や花による修景に取り組みます。
緑 地	○海岸線沿いの緑地や御嶽と一体となった緑地の保全を図り、自然景観と歴史文化景観が一体となった景観の形成を図ります。
海 岸	○自然海岸の保全に努めるとともに、防波堤や護岸はできる限り自然景観との調和を図ります。

景観資源マップ【鳩間島】

- ◆ : 自然景観
- : 歴史的景観
- : 歴史的景観 (埋蔵文化財)
- ★ : 眺望点など
- : 緑地

立原浜
Oギンヤー
夫婦石
ソテツ並木
鳥仲浜
外若浜
ガッキン
フナバル浜
下り井戸(アヌスカー)
下り井戸(インヌスカー)
クハの群生群
友和街道
クハマヤ・ヤシキ
鳩間中森
鳩間島中森貝塚
新川坂
ヤラブ
伝説的な集落遺構
前泊御嶽
フクキ
前の浜
イントウマ浜
屋良浜
鳩間島屋良貝塚

先島諸島火番盛・中森 (国指定)

0m 250m

(7) 波照間島

1) 地区の特性

- 波照間島は、隆起珊瑚礁による平坦な台地・段丘で構成されています。島の中央にある集落を中心に農地→緑地→農地→緑地→砂浜→イノー（礁池）が同心円状に広がる構成となっています。
- 各集落には、赤瓦・寄棟、フクギの屋敷林、野面積みの石積みで構成される伝統的な集落景観が残されています。また、集落内をはじめ島内各所には緑地と一体となった御嶽が多く分布しています。
- 沿岸部を中心にほとんどの緑地は保安林として指定されており、御嶽と一体となっている箇所も多くみられます。
- 国指定文化財のコート盛（先島諸島火番盛の一つ）をはじめ、島内には遠見台が数箇所立地しており眺望点となっています。
- 近年は観光客が増加しており、夏季を中心に集落や海浜は観光客で賑わいます。

2) 景観形成の将来像

「竹富町総合計画第4次基本構想」に基づき、波照間島の景観形成の将来像を以下のように設定します。

自然と歴史が満天に輝く最南端の景観しまづくり

赤瓦・寄棟の家屋、フクギの屋敷林、野面積みの石積みで構成される伝統的な集落景観の保全・回復を図るとともに、集落内外にある御嶽と一体となった緑地や文化財の保全を図る等、歴史文化景観の継承、美しい星空を守る景観づくりに取り組むことで、波照間島らしい景観の形成をめざします。

3) 景観形成の方針

項 目	方 針
集落・建築物等	○伝統的な家屋形態、フクギの屋敷林、野面積みの石積みで構成される集落景観の維持・保全を行うとともに、御嶽や文化財等の保全を図り、歴史文化景観の継承を図ります。 ○新たに建築物や工作物の建築・建設等を行う際は、高さ、色彩等、周辺環境に調和するものとしします。 ○美しい星空の保全を図るために外灯施設の改善を図ります。
農地等	○農地の適正管理に努め、良好な農地景観の維持に努めます。 ○主要な道路に接する牧草地については、景観に配慮した牧柵の設置をすすめます。
道 路	○集落内道路については、沿道の緑化や花による修景に取り組みます。
緑 地	○海岸線沿いの緑地や御嶽と一体となった緑地の保全を図り、自然景観と歴史文化景観が一体となった景観の形成を図ります。
海 岸	○自然海岸の保全に努めるとともに、防波堤や護岸はできる限り自然景観との調和を図ります。 ○赤土流出防止に努めることで、良好な海岸景観の維持を図ります。

◆：自然景観
●：歴史の景観
○：歴史の景観
★：眺望点など
■：緑地
---：神道

(埋蔵文化財)



5. 景観計画区域内の地区区分

土地利用の現状や法規制、景観特性等を踏まえて、景観計画区域を以下の7地区に区分し、それぞれの地区ごとに景観形成の方針を定めます。

(1) 地区区分の考え方

地区	地区の範囲
1) 集落景観保存地区	○各地域の集落の区域、その他、現在、宅地や公共施設用地として利用されている区域
2) 島の玄関景観形成地区	○港湾及び空港の区域
3) 原生自然景観保全地区	① ○自然公園法において特別保護地区、第一種特別地域、海城公園地区に指定されている区域
	② ○自然公園法において第二種特別地域、第三種特別地域に指定されている区域
4) 自然景観保全地区	○森林法において保安林に指定されている区域 ○国有林 ○現在、海浜、森林・原野、河川・湿地帯として利用されている区域
5) 農地景観形成地区	○農業振興法に基づく農用地区域として指定がなされている区域のうち、「3) 原生自然景観保全地区」及び「4) 自然景観保全地区」を除いた区域 ○「1) 集落景観保存地区」、「3) 原生自然景観保全地区」及び「4) 自然景観保全地区」を除く農業振興地域
6) リゾート景観創造地区	○第4次竹富町国土利用計画に位置付けられている構想図の中で、レクリエーション施設*として位置付けがなされている区域
7) イノー（礁地）地区	○国土地理院が発行する国土基本地図において沿岸域で隠頭岩として記載されている範囲

※なお、町土の利用区分の定義においてレクリエーション施設は「その他」に含まれる。

（２）地区区分別の景観形成の方針

１）集落景観保存地区

- 竹富島においては、「竹富町竹富島歴史的景観形成地区保存計画書」に基づき、伝統的な集落景観の保全・育成を図ります。
- その他の地域においても木造赤瓦屋根の伝統的な建造物や石積み、屋敷林については、できる限り保全・回復を図ります。
- 新たに建築物等の建築・建設等を行う際には、高さ、色彩等、周辺環境に調和するものとしします。さらに、勾配屋根等、周辺の既存建築物との調和や地域特性に配慮したデザインとなるようにします。
- 空き家、空き屋敷については、宿泊施設等の観光資源として活用を促すことで、伝統的な集落景観の保全・回復に取り組みます。
- 公民館や広場等、地域の人々が多く利用する場所については、緑化など良好な集落景観の形成に向けた活動を促します。



２）島の玄関景観形成地区

- 各島々の玄関口となる港湾及び空港については、島の玄関口にふさわしい魅力的な景観形成に努めるとともに、集落景観や自然景観に調和した整備をすすめます。



3) 原生自然景観保全地区

- 西表石垣国立公園の特別保護地区及び特別地域は、本来その地域が有している自然景観の保護を行います。また、森林の適正管理に努め、良好な森林景観を維持します。
- 建築物等の建築・建設等を行う際には、山並みや緑の稜線を阻害しないよう、配置や規模、素材等に十分配慮したものとします。
- 変化に富む海岸線や美しい砂浜等、良好な海岸景観を構成する資源を保全します。
- 海岸付近に建築物等の建築・建設等を行う際には、島々の重要な景観資源である海への眺望を阻害しないよう、配置や規模等に十分配慮したものとします。

4) 自然景観保全地区

- 建築物・工作物の建築・建設等にあたっては、島の骨格を形成する山並みや緑の稜線を阻害しないよう、配置や規模、素材等に十分配慮したものとします。
- 森林の適正管理に努め、良好な森林景観を維持します。
- 変化に富む海岸線や美しい砂浜等、良好な海岸景観を構成する資源を保全します。
- 海岸付近に建築物等の建築・建設等を行う際には、島々の重要な景観資源である海への眺望を阻害しないよう、配置や規模等に十分配慮したものとします。

5) 農地景観形成地区

- 農地や牧場は、それぞれの特性に応じた農地景観の保全、育成に努めます。
- 建築物等の建築・建設等にあたっては、農地景観との調和に配慮したものとします。
- 主要な道路と接する農地又は牧草地については、緑の緩衝帯や景観に配慮した牧柵の設置を行う等、周辺景観との調和に配慮したものとします。

6) リゾート景観創造地区

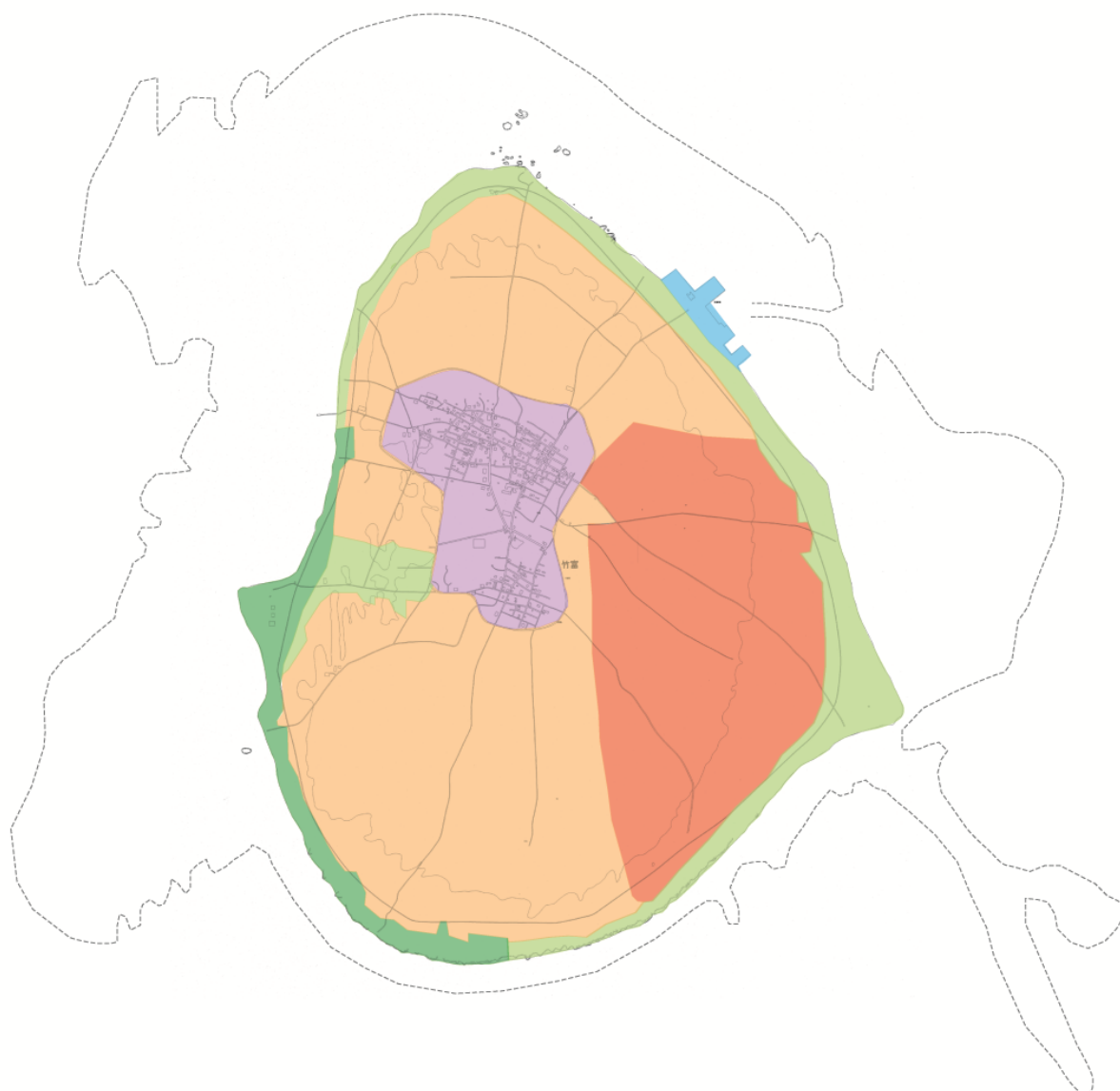
- 建築物等の建築・建設等にあたっては、それぞれの地域特性を活かしながら、リゾート地区にふさわしい魅力的な景観形成に努めるものとします。
- リゾート施設関連を建設する際には、周辺への圧迫感の軽減を図るとともに、配置や規模、色彩、素材等について集落景観や自然景観をはじめ周辺の景観資源との調和に十分に配慮したものとします。
- 敷地内の緑化については、リゾート景観を演出するものとし、屋敷囲いについては生垣等、自然素材を活用したものとします。

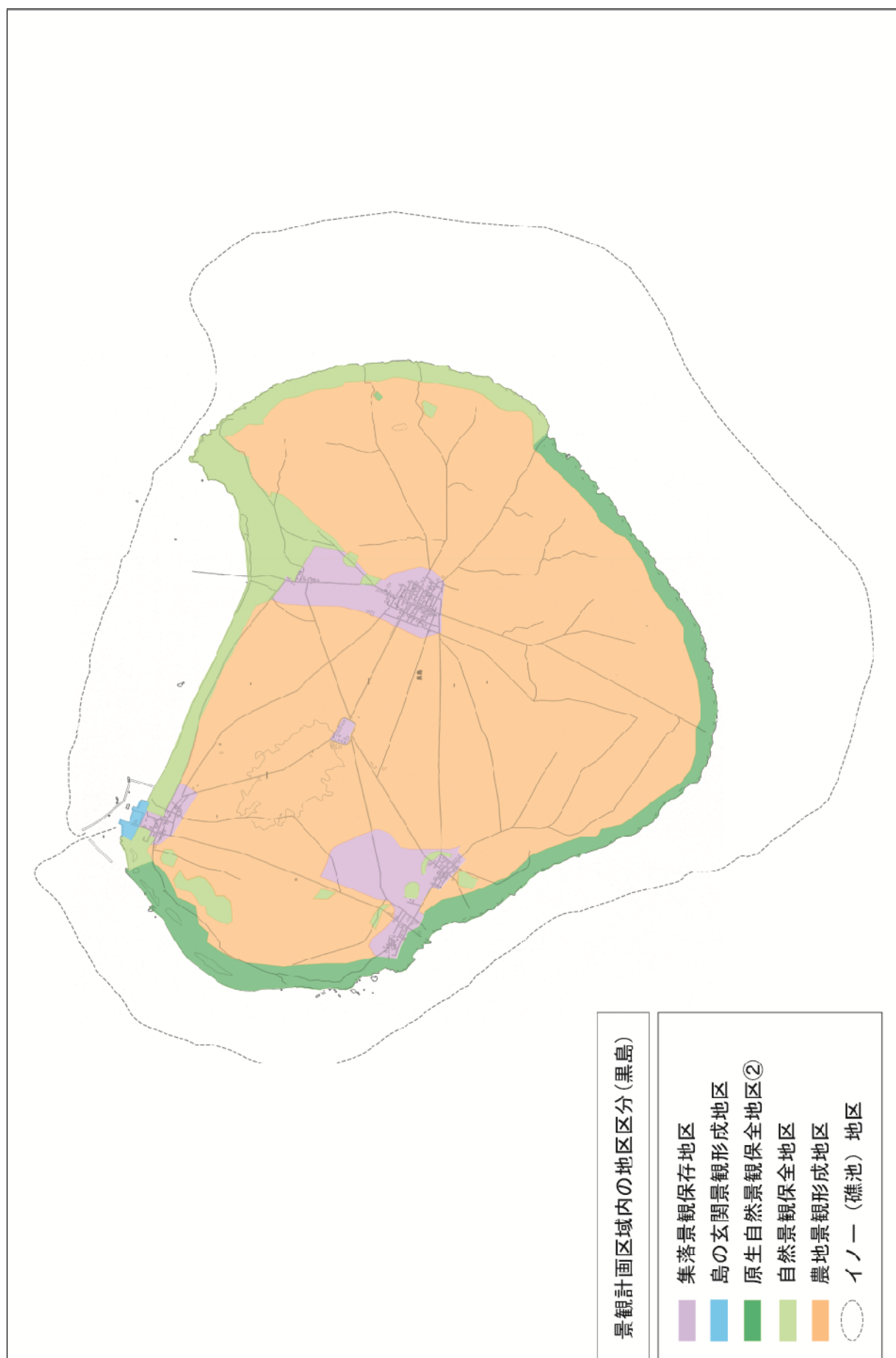
7) イノー（礁池）地区

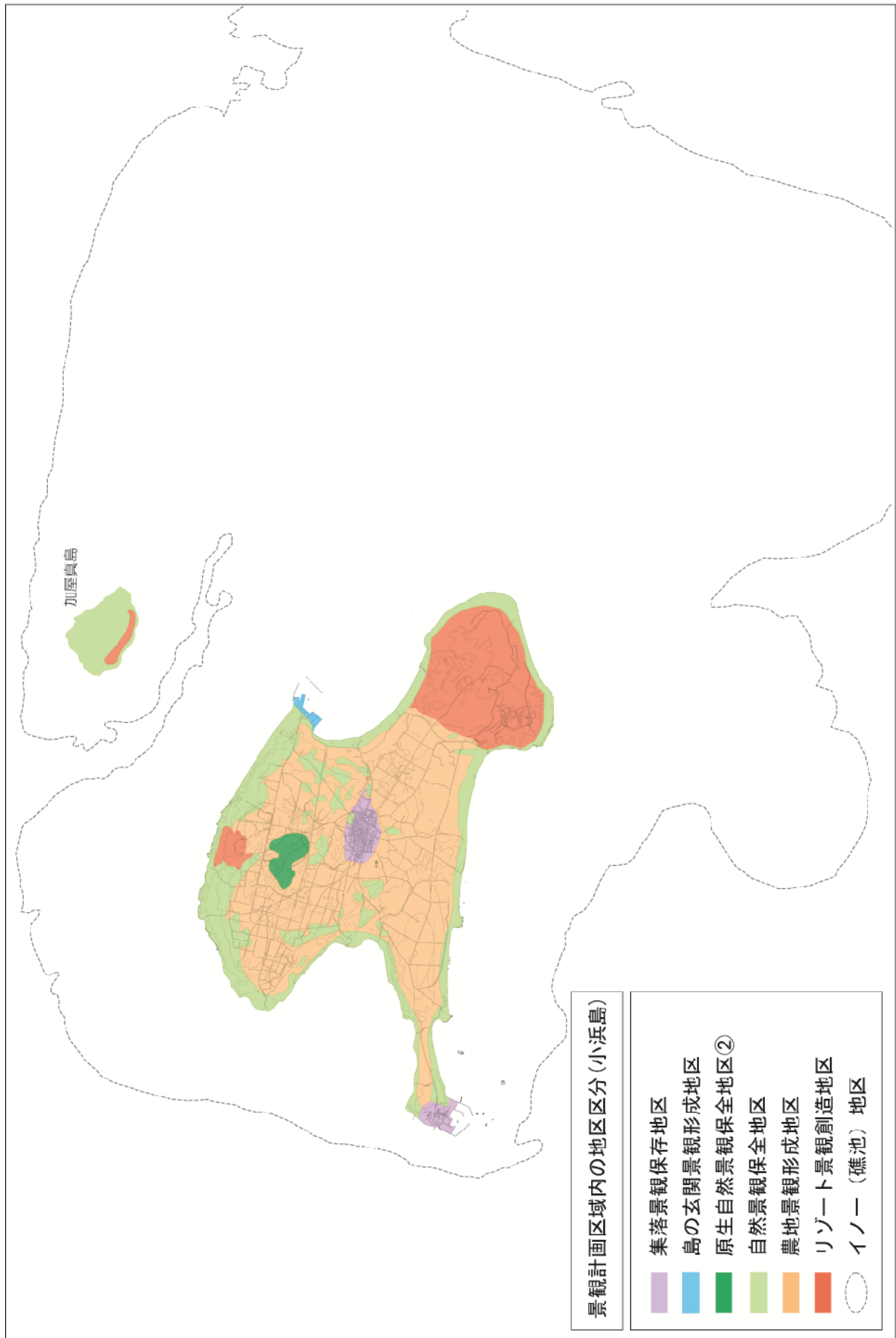
- 防波堤や護岸等の工作物の建設・改築を行う際には、自然景観との調和を図るものとします。

景観計画区域内の地区区分(竹富島)

- 集落景観保存地区
- 島の玄関景観形成地区
- 原生自然景観保全地区②
- 自然景観保全地区
- 農地景観形成地区
- リゾート景観創造地区
- イノー（礁池）地区

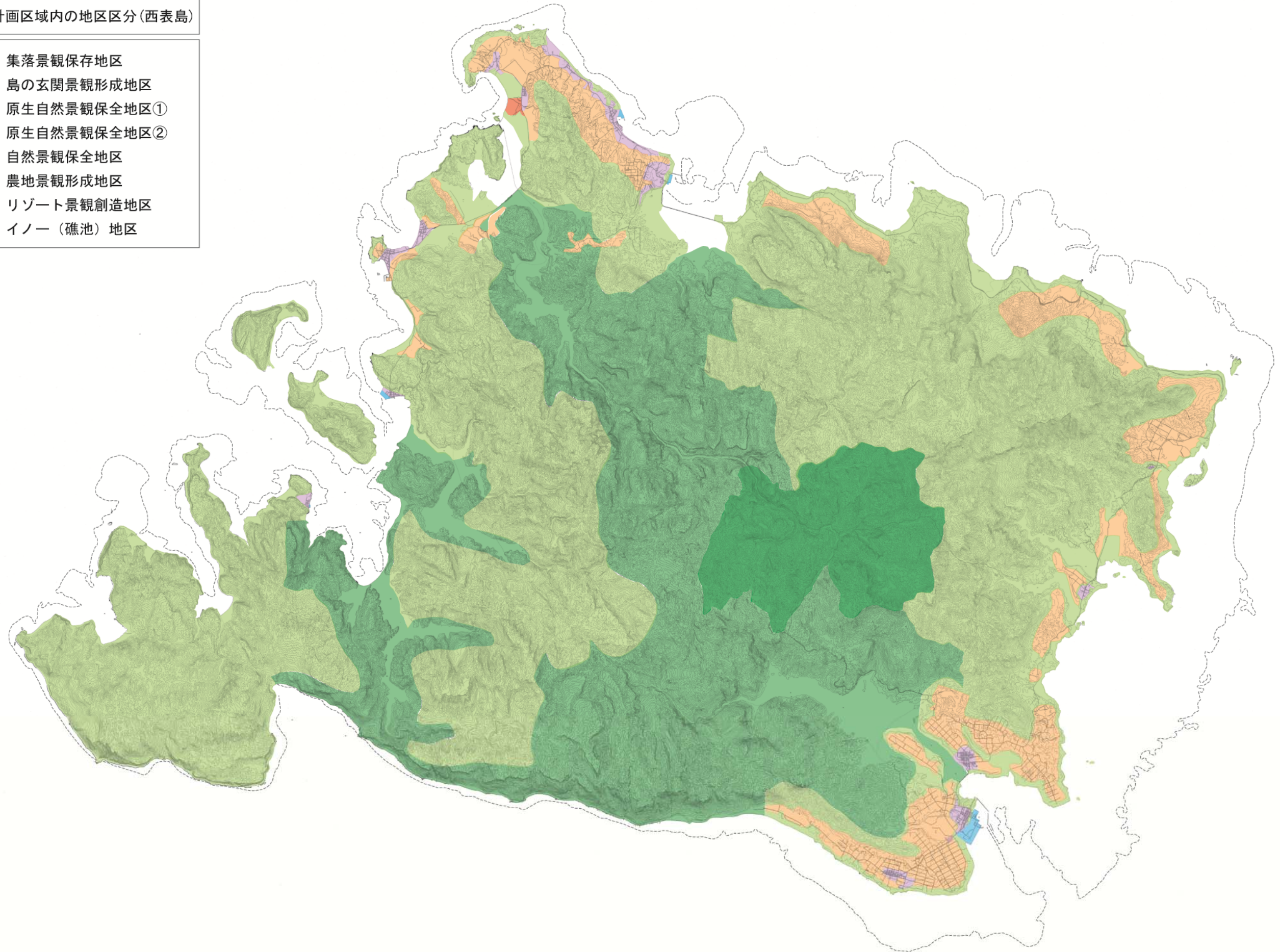






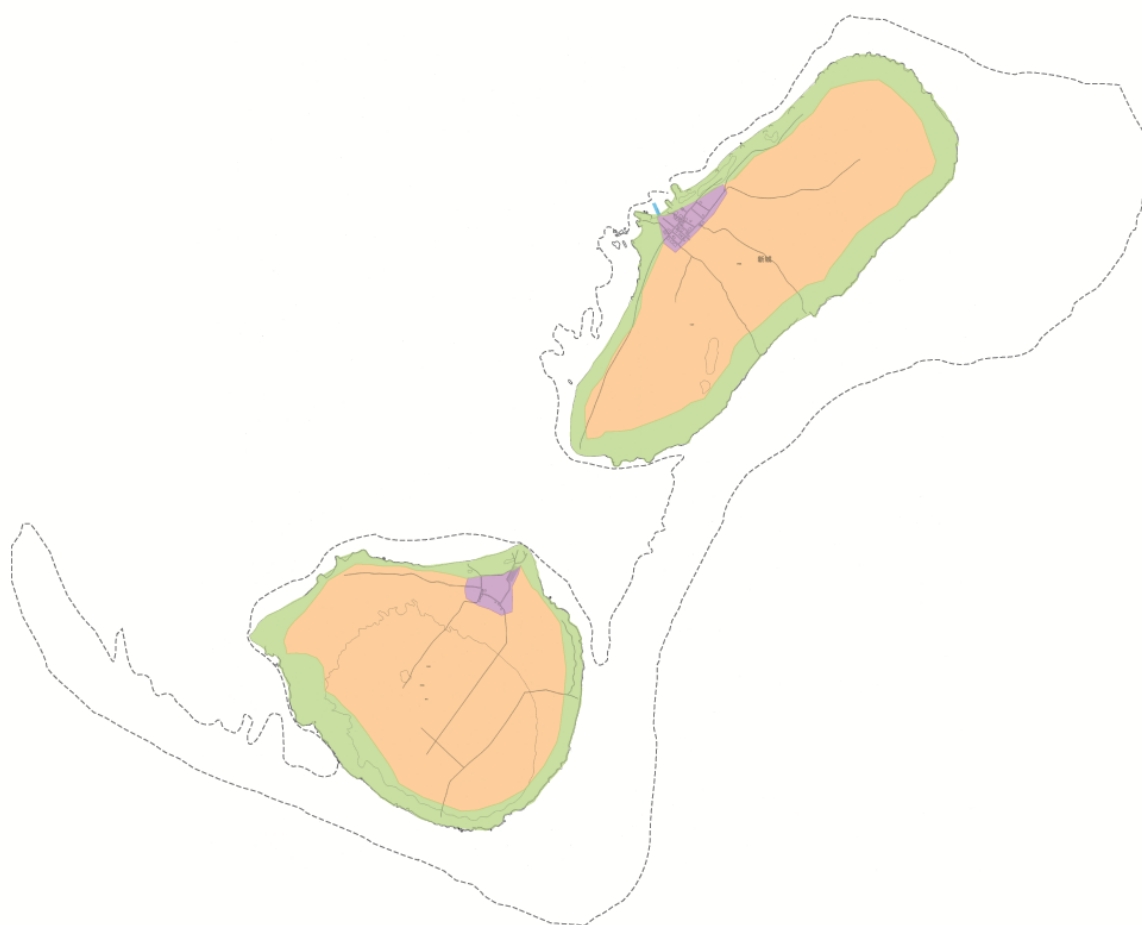
景観計画区域内の地区区分(西表島)

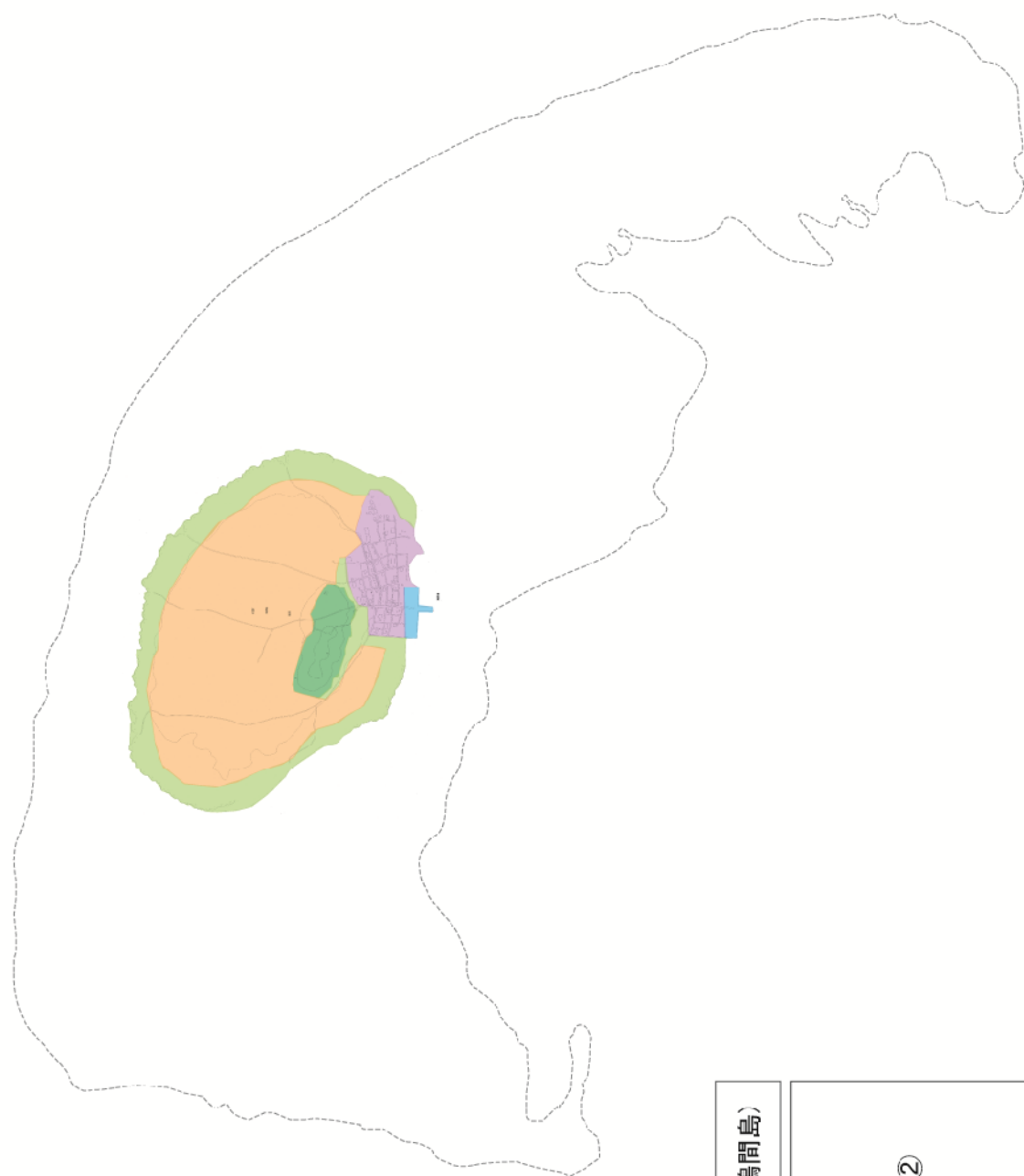
- 集落景観保存地区
- 島の玄関景観形成地区
- 原生自然景観保全地区①
- 原生自然景観保全地区②
- 自然景観保全地区
- 農地景観形成地区
- リゾート景観創造地区
- イノー（礁池）地区



景観計画区域内の地区区分(新城島)

-  集落景観保存地区
-  島の玄関景観形成地区
-  自然景観保全地区
-  農地景観形成地区
-  イノー（礁池）地区



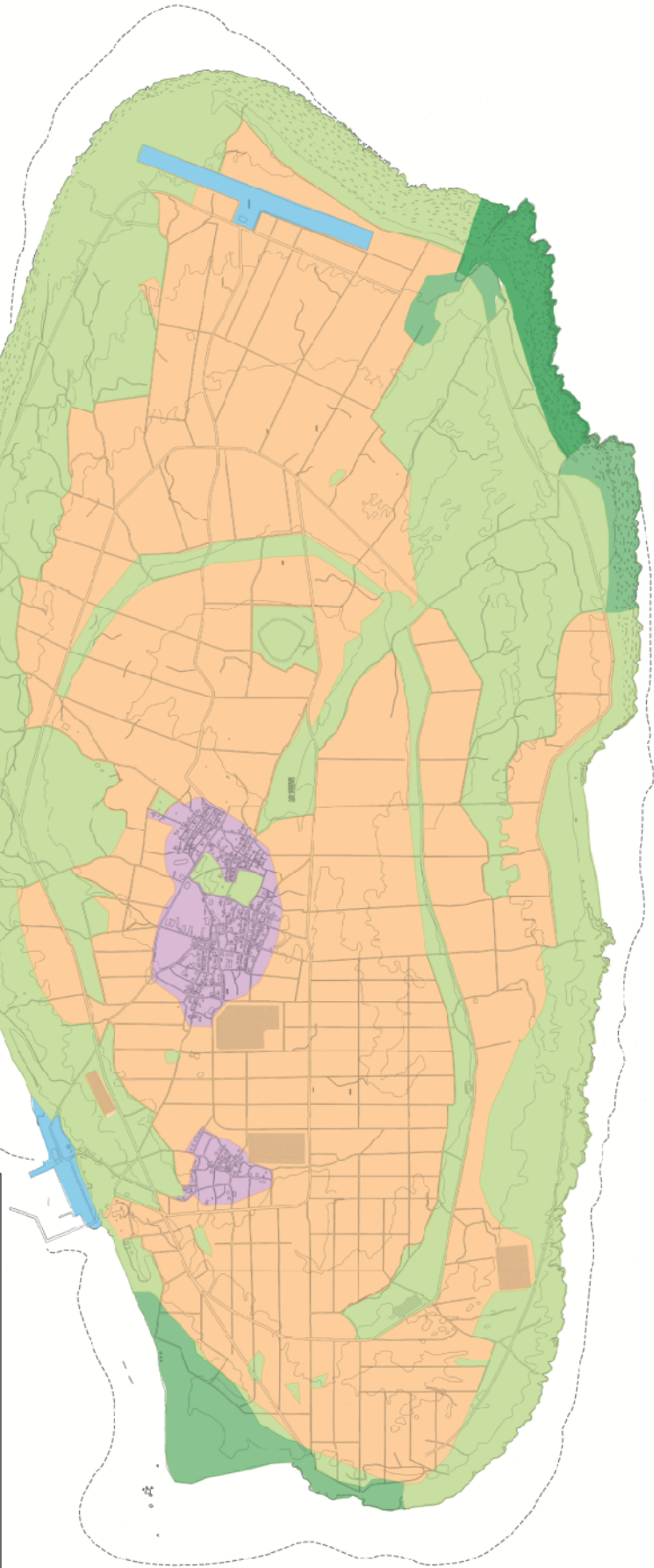


景観計画区域内の地区区分(鳩間島)

- 集落景観保存地区
- 島の玄関景観形成地区
- 原生自然景観保全地区②
- 自然景観保全地区
- 農地景観形成地区
- イノー（礁池）地区

景観計画区域内の地区区分(波照間島)

- 集落景観保存地区
- 島の玄関景観形成地区
- 原生自然景観保全地区①
- 原生自然景観保全地区②
- 自然景観保全地区
- 農地景観形成地区
- イノー(礁池)地区



6. 協働による景観形成の方針

地域の良い景観の維持及び形成を行うためには、町民・事業者・行政が主体的に、又は互いが協働・連携しながら取り組むことが重要です。

そのため、島々が望ましい地域の暮らしと良好な景観まちづくりをすすめるために、町民・事業者・行政それぞれの取り組み方針を以下の通りとします。

（１）町民の取り組みの方針

①地域の景観資源を再認識する

- 町民それぞれが地域の自然環境や歴史、文化等を学ぶことで、地域の誇りや資源を再認識するとともに、その保全・継承に努めます。
- 普段何気なく目にしている身近な風景を改めて見つめ直し、好きな風景や大切にしたい風景を発見・再認識することで、良好な景観づくりのきっかけとします。

②景観まちづくりに向けた主体的な取り組み

- 集落内や道路、海岸の清掃等、地域の環境美化活動に取り組みます。
- ゴミのポイ捨てや不法投棄の防止等、日常生活の中で良好な景観を維持できるよう心がけます。
- 地域の祭や伝統行事等に参加し、これらの継承・発展に繋げていきます。
- 行政等との連携のもと、地域の良好な景観形成に向けて主体的に取り組めます。

（２）事業者の取り組みの方針

①地域の景観、自然環境に配慮した事業の展開

- 施設規模の大きな事業所については、敷地内や建築物の緑化・修景を行う等、周辺の景観への配慮を行います。
- 水質保全や大気汚染の防止等、地域の自然環境の保全に配慮した事業展開に努めます。

②景観まちづくりに向けた主体的な取り組み

- 地域の景観資源・景観特性を理解し、良好な景観まちづくりに向けて町民とともに取り組みます。

（３）行政の取り組みの方針

①協働による景観まちづくりの推進

- 町民や事業者に対し、景観に対する意識醸成や各種情報提供、地域による公共施設の管理をはじめとした活動機会の提供を行う等、景観づくりの担い手の育成に取り組めます。
- 専門家の派遣、表彰制度や助成制度の創設等、町民や事業者の主体的・継続的な活動を支援する仕組みづくりを行います。

○町民や事業者、役場内の関連課、国・県等の関係機関との連携、協働による景観まちづくりの推進体制を構築します。

②景観形成の先導となる公共施設の整備・維持管理

○道路、公営住宅、学校、ターミナル等の公共施設は、本町の景観の骨格を形成するとともに、地域のシンボルとなるものです。そのため、公共施設の整備にあたっては、周辺と調和したデザイン及び色彩、積極的な緑化等、景観形成の先導的な外観となるよう整備に努めるとともに、適切な維持管理を行います。

○良好な景観形成をすすめるために必要がある場合には、国や県に対しても協力を求めています。

7. 重点地区の方針

重点地区は、島々の風土と一体となった暮らしや伝統文化等が生み出す美しい景観を有し、地域における景観まちづくり機運が高い又は高まりつつある地域を指定します。

重点地区は本町の景観まちづくりを先導する役割を担うことから、必要な事業・支援施策等を導入するとともに、準景観地区の指定に向けて取り組む地区とします。

